代用有価証券等の掛目の変更に伴う
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）算出のために時価に乗ずべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要

○ 時価に乗ずべき率の見直し

・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

（備　考）

・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則　別表１
・業務方法書の取扱い　別表第１
・商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い　別表第１
・商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い　別表３

Ⅲ．施行日

２０２１年１０月１１日から施行する。

以　上

別　紙

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目　　次

１．　先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則

２．　業務方法書の取扱い

３．　商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い

４．　商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

別表１

代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表

１　（略）

２　前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の99 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の97 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	

旧

別表１

代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表

１　（略）

２　前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の99 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	

			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の 11 に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間5年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 88
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100 分の 90 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100 分の 84 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 82
	(略)		
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	

			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の 11 に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間5年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 87
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100 分の 90 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100 分の 84 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 83
	(略)		
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	

特殊債券（政府保証債券を除く。）（注4） 社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	（1）残存期間1年以内のもの　100分の99 （2）残存期間1年超5年以内のもの　100分の98 （3）残存期間5年超10年以内のもの　100分の97 （4）残存期間10年超20年以内のもの　100分の94 （5）残存期間20年超30年以内のもの　100分の92 （6）残存期間30年超のもの　100分の90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	
円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	（1）残存期間1年以内のもの　100分の99 （2）残存期間1年超5年以内のもの　100分の98 （3）残存期間5年超10年以内のもの　100分の97 （4）残存期間10年超20年以内のもの　100分の97 （5）残存期間20年超30年以内のもの　100分の97 （6）残存期間30年超のもの　100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	
（略）			

（注）１．～７．　（略）

３　（略）

付　則

この改正規定は、令和３年１０月１１日から施行する。

特殊債券（政府保証債券を除く。）（注4） 社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	（1）残存期間1年以内のもの　100分の99 （2）残存期間1年超5年以内のもの　100分の97 （3）残存期間5年超10年以内のもの　100分の97 （4）残存期間10年超20年以内のもの　100分の94 （5）残存期間20年超30年以内のもの　100分の92 （6）残存期間30年超のもの　100分の90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	
円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	（1）残存期間1年以内のもの　100分の99 （2）残存期間1年超5年以内のもの　100分の97 （3）残存期間5年超10年以内のもの　100分の97 （4）残存期間10年超20年以内のもの　100分の97 （5）残存期間20年超30年以内のもの　100分の97 （6）残存期間30年超のもの　100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	
（略）			

（注）１．～７．　（略）

３　（略）

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新

別表第１
代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

１　業務方法書第１５条の２第４項及び第５項、第１６条第５項及び第６項、第５２条第３項及び第４項並びに第７０条第３項及び第４項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の99 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の97 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

旧

別表第１
代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

１　業務方法書第１５条の２第４項及び第５項、第１６条第５項及び第６項、第５２条第３項及び第４項並びに第７０条第３項及び第４項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の99 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100分の99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100分の98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

			100分の99 b残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の95 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の94 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の92 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の91 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の82
	(略)		
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以

			100分の99 b残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の95 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の94 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の92 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の87 (6) 残存期間30年超のもの 100分の87
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の91 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
	(略)		
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以

	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) 社債券(新株予約権付社債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 (6) 残存期間30年超のもの 100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
(略)			

(注) 1.～5. (略)

2～7 (略)

付 則

この改正規定は、令和3年10月11日から施行する。

	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) 社債券(新株予約権付社債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 (6) 残存期間30年超のもの 100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
(略)			

(注) 1.～5. (略)

2～7 (略)

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新

別表第１

充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表

１　業務方法書第６８条第５項及び第６項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 97 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注 1）における最終価格（注 2）	

旧

別表第１

充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表

１　業務方法書第６８条第５項及び第６項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 97 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注 1）における最終価格（注 2）	

			内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の 11 に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 88
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 90 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 86 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 84 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 82
	(略)		
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	

			内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の 11 に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 87
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 90 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 86 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 84 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 83
	(略)		
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	

特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) 社債券(新株予約権付社債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 (6) 残存期間30年超のもの 100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

付 則

この改正規定は、令和3年10月11日から施行する。

特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) 社債券(新株予約権付社債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 (6) 残存期間30年超のもの 100分の97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新

別表３

充用有価証券等の種類及びその充用価格等に関する表

１　（略）

２　前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間30年超のもの 100 分の 92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100 分の 97 f 残存期間30年超のもの 100 分の 97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注１）における最終価格（注２）	

旧

別表３

充用有価証券等の種類及びその充用価格等に関する表

１　（略）

２　前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間30年超のもの 100 分の 92 (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100 分の 97 f 残存期間30年超のもの 100 分の 97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間１年超５年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間５年超10年以内のもの 100 分の 97
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注１）における最終価格（注２）	

			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
地方債証券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注 4) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注 3)(注 4)(注 5)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
(略)			

(注) 1.～7. (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、令和３年１０月１１日から施行する。

			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
地方債証券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注 4) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注 3)(注 4)(注 5)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 92 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	
(略)			

(注) 1.～7. (略)

3 (略)